



2024年5月20日

各 位



会 社 名 株式会社東京精密  
代 表 者 名 代表取締役社長 C O O 木村 龍一  
(コード番号：7729 東証プライム)  
問 合 せ 先 代表取締役副社長 C F O 川村 浩一  
T E L (042)642-1701 (代表)

## 業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、新たに業績連動型株式報酬制度「株式給付信託 (BBT (=Board Benefit Trust))」(以下「本制度」といいます。)を導入することを決議し、本制度に関する議案を2024年6月21日開催の第101期定時株主総会(以下「本株主総会」といいます。)に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 導入の背景及び目的

当社の取締役会は、当社の取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。)及び執行役員並びに当社の指定する子会社及び関連会社の一部の取締役(社外取締役を除きます。)及び執行役員の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、本株主総会において役員報酬に関する株主の皆様のご承認をいただくことを条件に本制度を導入することを決議し、本制度に関する議案を本株主総会に付議することといたしました。(本制度の対象となる当社の取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。)及び執行役員並びに当社の指定する子会社及び関連会社の一部の取締役(社外取締役を除きます。)及び執行役員をあわせて以下「対象役員」といいます。)

なお、当社は、2021年6月21日開催の第98期定時株主総会において、金銭報酬とは別枠として、取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式及びストックオプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬等の額の上限を年額300百万円以内とすること、各事業年度において、取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)に割り当てる譲渡制限付株式の総数の上限を8,000株とすること、取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)に割り当てる新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式数の上限を

36,000株とすること並びに譲渡制限付株式及び当該新株予約権の具体的な内容をご承認いただき今日に至っておりますが、本議案の承認可決を条件として、当該譲渡制限付株式及び新株予約権に係る取締役の報酬枠を廃止いたします。ただし、既に取締役に割り当て済みの譲渡制限付株式及び新株予約権は、今後も存続します。

## 2. 本制度の概要

### (1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、対象役員に対して、当社が定める役員株式給付規程（下記（6）で定義します。以下同じです。）に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」といいます。）が本信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度です。なお、本制度においては、「第1給付」及び「第2給付」の2種類の給付を行うこととし、対象役員が当社株式等の給付を受ける時期は、第1給付については原則として対象役員の退任時となり、第2給付については原則として毎年一定の時期となります。

### (2) 本制度の対象者

当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。）及び執行役員並びに当社の指定する子会社及び関連会社の一部の取締役（社外取締役を除きます。）及び執行役員

### (3) 信託期間

2024年8月（予定）から本信託が終了するまで（なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続します。本制度は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等により終了します。）

### (4) 信託金額

本株主総会で、本制度の導入をご承認いただくことを条件として、当社は、2025年3月末日で終了する事業年度から2027年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度（以下、当該3事業年度の期間を「当初対象期間」といい、当初対象期間及び当初対象期間の経過後に開始する3事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます。）及びその後の各対象期間を対象として本制度を導入し、対象役員への当社株式等の給付を行うため、本信託による当社株式の取得の原資として、以下の金銭を本信託に拠出いたします。

まず、当社は、本信託設定（2024年8月（予定））時に、当初対象期間に対応する必要資金として見込まれる相当額の金銭を拠出し、本信託を設定します。本制度に基づき対象役員に対して付与するポイントの上限数は、下記（6）のとおり、1対象期間当たり200,000ポイント（うち当社の取締役分として120,000ポイント）であるため、本信託設定時には、直前の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を考慮して、200,000株を上限として取得するために

必要と合理的に見込まれる資金を本信託に拠出いたします。なお、ご参考として、2024年5月17日の終値10,815円を適用した場合、上記の必要資金は、2,163百万円となります。

また、当初対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は、原則として対象期間ごとに、本制度に基づく対象役員への給付を行うために必要な株式数を合理的に見込み、本信託が先行して取得するために必要と認める資金を、本信託に追加拠出することとします。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、信託財産内に残存する当社株式（直前までの各対象期間に関して対象役員に付与されたポイント数に相当する当社株式で、対象役員に対する給付が未了であるものを除きます。）及び金銭（以下、この当社株式及び金銭を総称して「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等は以降の対象期間における本制度に基づく給付の原資に充当することとし、残存株式等を勘案した上で、追加拠出額を算出するものとします。当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

（注）当社が実際に本信託に拠出する金銭は、上記の株式取得資金のほか、信託報酬等の必要費用の見込額を合わせた金額となります。

#### （5）本信託による当社株式の取得方法及び取得株式数

本信託による当社株式の取得は、上記（4）により拠出された資金を原資として、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施することとします。

なお、対象役員に付与されるポイント数の上限は、下記（6）のとおり、1対象期間当たり200,000ポイントであるため、各対象期間について本信託が取得する当社株式数の上限は200,000株となります。本信託による当社株式の取得につき、その詳細は、適時適切に開示いたします。

#### （6）対象役員に給付される当社株式等の数の上限

対象役員には、各事業年度に関して、役員株式給付規程（第1給付）及び役員株式給付規程（第2給付）（以下、あわせて「役員株式給付規程」といいます。）に基づき、第1給付については役位等により定まるポイント、第2給付については各事業年度の業績及び中期経営計画における業績目標の達成度等に応じて定まるポイントが付与されます。対象役員に付与される1対象期間当たりのポイント数の合計は、200,000ポイント（うち当社の取締役分として120,000ポイント）を上限とします。これは、現行の役員報酬の支給水準、対象役員の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

なお、対象役員に付与されるポイントは、下記（7）の当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます（ただし、本株主総会における株主の皆様による承認決議の後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限及び付与済みのポイント数又は換算比率について合理的な調整を行います。）。

なお、対象役員に付与される1対象期間当たりのポイント数の上限に相当する株式に係る議決権数2,000個の発行済株式総数に係る議決権数403,258個（2024年3月31日現在）に対する割合は約0.5%です。

下記（７）の当社株式等の給付にあたり基準となる対象役員のポイント数は、第１給付については、原則として、退任時まで当該対象役員に付与されたポイント数とし、第２給付については、原則として、当該対象役員に付与されたポイント数のうちポイント付与日から３年を経過したポイント数とします。（以下、このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント数」といいます。）。

#### （７）当社株式等の給付

第１給付については、対象役員が退任し、役員株式給付規程（第１給付）に定める受益者要件を満たした場合、当該対象役員は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として上記（６）に記載のところに従って定められる「確定ポイント数」に応じた数の当社株式について、退任後に本信託から給付を受けます。ただし、役員株式給付規程（第１給付）に定める要件を満たす場合は、一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当の金銭給付を受けます。なお、金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

第２給付については、役員株式給付規程（第２給付）に定める受益者要件を満たした対象役員は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として上記（６）に記載のところに従って定められる「確定ポイント数」に応じた数の当社株式について、毎年一定の時期に本信託から給付を受けます。ただし、役員株式給付規程（第２給付）に定める要件を満たす場合は、一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当の金銭給付を受けます。なお、金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

なお、在任中に一定の非違行為があったことに起因して退任した場合又は在任中に当社に損害が及ぶような不適切行為等があった場合は、取締役会の議決により、ポイントの全部又は一部を付与されないことがあります。またポイントの付与を受けた対象役員であっても、在任中に一定の非違行為があったことに起因して退任した場合又は在任中に当社に損害が及ぶような不適切行為等があった場合は、取締役会の議決により、給付を受ける権利の全部又は一部を取得できないこととします。

#### （８）議決権行使

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

#### （９）配当の取扱い

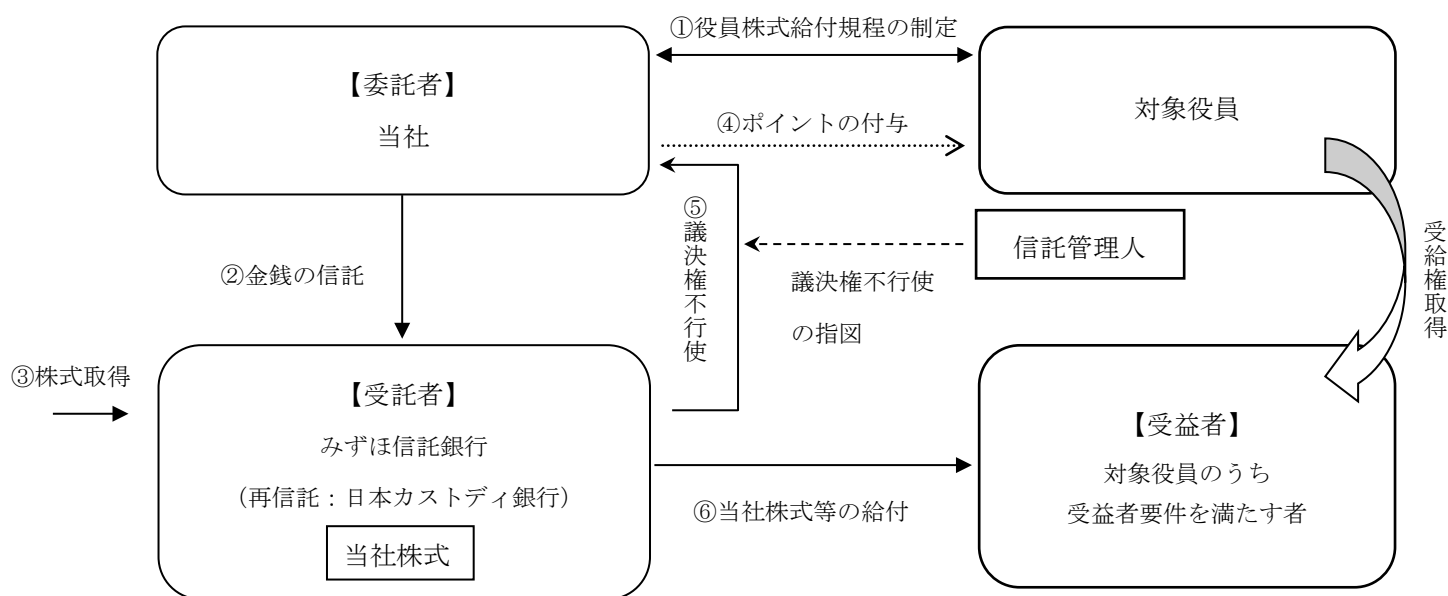
本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金等は、役員株式給付規程の定めに従って、その時点で在任する対象役員に対して、各々が保有するポイント数に応じて、按分して給付されることとなります。

(10) 信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了します。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記(9)により取締役等に給付される金銭を除いた残額が当社に給付されます。

<本制度の仕組み>



- ① 当社は、本株主総会において、本制度について役員報酬の決議を得て、本株主総会で承認を受けた枠組みの範囲内において、「役員株式給付規程」を制定します。
- ② 当社は、①の本株主総会決議で承認を受けた範囲内で金銭を信託します。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④ 当社は、役員株式給付規程に基づき対象役員にポイントを付与します。
- ⑤ 本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。
- ⑥ 本信託は、対象役員のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした者（以下「受益者」という。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。ただし、対象役員が役員株式給付規程に定める要件を満たす場合には、ポイントの一定割合について、当社株式の時価相当の金銭を給付します。

【本信託の概要】

- ①名称 : 株式給付信託 (BBT)
- ②委託者 : 当社
- ③受託者 : みずほ信託銀行株式会社  
(再信託受託者 : 株式会社日本カストディ銀行)
- ④受益者 : 対象役員のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たす者
- ⑤信託管理人 : 当社と利害関係のない第三者を選定する予定
- ⑥信託の種類 : 金銭信託以外の金銭の信託 (他益信託)
- ⑦本信託契約の締結日 : 2024年8月 (予定)
- ⑧金銭を信託する日 : 2024年8月 (予定)
- ⑨信託の期間 : 2024年8月 (予定) から信託が終了するまで  
(特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り信託は継続します。)

以上